



令和2(2020)年度

新商品等調達・販路開拓支援事業（レッツ Buy とちぎ）の募集 について

レッツ Buy とちぎとは…？

- 新規性の高い優れた新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）で新たな事業分野の開拓に取り組む県内中小企業者を支援します。
- 県の各機関が随意契約により当該新商品等の調達を可能とする*ことにより、新商品等の調達機会の拡大を図ります。（※県での購入を確約するものではありません。）
- 県ホームページ・トライアル発注全国ネットワークへの掲載、リーフレットの作成・配布等によって広くPRするとともに、展示商談会への出展支援等を行うことにより、当該新商品等の販路拡大を図ります。

募集期間

令和2(2020)年4月24日（金）から
6月30日（火）まで（必着）

対象者

県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であり、かつ、県内で新商品等を生産、提供又は開発した者

対象商品

販売又は提供開始後5年以内の新商品等^{注1}

注1) 医薬品、防災用以外の食料品は、対象となりません。

審査基準

次の基準のすべてに適合する必要があります。

- (1) 新規性:既存のものと異なる新規性・独自性が認められるもの
- (2) 有益性:技術の高度化や経営能率の向上、住民生活の利便の増進に寄与するもの
- (3) 実現性:商品の生産方法や実施に必要な資金の額、その調達方法が適切なもの
- (4) 公益性:認定に係る実施計画が公序良俗・関係法令に反していないもの

裏面へつづく

審査委員会

- 経営や技術に関する外部有識者等で構成する「事業可能性評価委員会」において審査を行います。
- 審査は、申請書類の内容及び申請者のプレゼンテーションにより行います。
※審査日程については、決まり次第申請者宛て別途通知します。
※新型コロナウイルスの感染状況により、実施方法を変更することがありますので、御理解・御了承いただきますようお願い致します。

認定内容

- 審査基準をすべて満たす新商品等のうち、県の機関での用途が見込まれるものは「認定商品」となり、県の各機関における随意契約の対象となります。
- 県の機関での用途が見込まれないものについては、「推奨商品」として、紹介用リーフレットの作成や県ホームページ等への掲載などのPRのみとなります。

有効期間

- 決定の日から3年を経過した年度末まで^{注1}
(例) 決定日：令和2(2020)年8月1日→有効期間：令和2(2020)年8月1日～令和6(2024)年3月31日
- 申請により、有効期間から更に2年間の延長をすることができます。
ただし、延長後は、すべて「推奨商品（随意契約の対象とならないが、PRの対象となる商品）」として取扱われます。
注1) 「推奨商品」が推奨期間内（知事が指定した日から3年以内）に県の機関において用途が見込まれるものとなった場合は、「認定商品」として取扱います。

注意事項

- 申請に係る費用については、申請者の負担となります。
- 申請商品について、産業財産権、品質、機能、安全性及び販売等に関して生じた問題の責任については、申請者が負うものとします。
- 本事業への申請及び本事業の認定商品又は推奨商品となったことにより、申請者と第三者との間で生じた紛争等については、県は一切の責任を負いません。

応募方法

下記ホームページから申請書をダウンロードし、必要書類を添付のうえ郵送又は持参により提出してください。

【ホームページURL】

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/chuushou/letsbuy_gaiyou.html

【応募・問い合わせ先】

栃木県 産業労働観光部 工業振興課 地域産業担当（担当：古川）

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL : 028-623-3198 FAX : 028-623-3945

E-MAIL : kougyou@pref.tochigi.lg.jp